

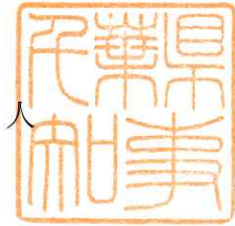
産業廃棄物処分業許可証



住所 千葉県野田市瀬戸95番地91
氏名 株式会社風見
代表取締役 塩貝 大

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを
証する。 第14条の2第1項

千葉県知事 熊谷 俊 人



許可の年月日 令和4年1月4日

許可の有効年月日 令和10年5月17日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

破碎及び固化・破碎による中間処理

(2) 産業廃棄物の種類

ア 破碎による中間処理に係るもの

(ア) がれき類,

(イ) ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず (コンクリートくずに限る。)

イ 固化・破碎による中間処理に係るもの

汚泥 (生コンクリート残さに限る。)

(これらのうち, 特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については, 石綿含有産業廃棄物を処分できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」, 「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については, それぞれ水銀使用製品産業廃棄物, 水銀含有ばいじん等を処分できない。

2 事業の用に供する全ての施設

許可証別紙のとおり

3 許可の条件

(1) 産業廃棄物の処理により発生する粉じんについては, 施設の維持管理を徹底するとともに, 散水等により周辺への飛散を防止すること。

(2) 産業廃棄物の処理は, 午前8時から午後5時までの間の8時間とし, 施設, 囲い及び防音シート等の維持管理を徹底することにより, 騒音に係る規制基準を遵守すること。

(続く)

(許可証の続き)

4 許可の更新又は変更の状況

平成13年 5 月18日 新規許可

令和 3 年 5 月25日 更新許可 (優良認定)

令和 3 年 8 月 4 日 変更届 (保管施設の変更)

令和 4 年 1 月 4 日 変更許可 (固化施設1基の設置, ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くずの破碎施設1基の設置, 事業の区分に固化・破碎による中間処理の追加, 破碎による中間処理にガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くずの品目を追加)

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有・無

(以下余白)



許可証別紙

事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)	処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
破砕施設 (施行令第7条第8号の2) (使用届:平成13年3月21日)	がれき類 344 t/日 (43 t/時×8時間) (平成12年12月20日) ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器 くず (コンクリートくずに限る) 344 t/日 (43 t/時×8時間) (令和3年10月1日)	1	千葉県野田市 瀬戸字儘ヶ崎 95番87, 95番88, 95番90, 95番91, 95番102, 95番106, 95番111, 95番116, 95番118
固化施設	汚泥 (生コンクリート残さに限る) 20 m ³ /日 (1バッチ/日) (令和3年10月1日)	1	
がれき類, ガラスくず, コンクリート くず及び陶磁器くず (コンクリートくず に限る) 保管施設1	841 m ² 1, 520 m ³	1	
がれき類保管施設2	528 m ² 968 m ³	1	
がれき類保管施設3	11 m ² 7.9 m ³	1	
がれき類保管施設4	9.0 m ² 6.0 m ³	1	
ガラスくず, コンクリートくず及び 陶磁器くず (コンクリートくずに限る) 保管施設	1.8 m ² 2.0 m ³	2	
処理後物保管施設1	456 m ² 742 m ³	1	
処理後物保管施設2	948 m ² 1, 845 m ³	1	
残さ物保管施設	18 m ² 12 m ³	1	
残さ物 (金属くず) 保管施設	45 m ² 35 m ³	1	

(以下余白)